

○ 農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知）の一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第2 近代化資金の貸付条件について 地域農業の担い手となる農業者の自主性と創意工夫を活かした経営改善が着実に行われることを目指して、近代化資金の貸付条件は以下を基準とする。</p> <p>1 貸付対象者 近代化資金の貸付対象者は、担い手への集中化・重点化を図り、地域農業の担い手を育成する観点から、次に掲げる者（以下「農業者等」という。）とする。</p> <p>(1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者であって次に掲げる者 ア・イ（略） ウ 次に掲げる要件の全てを満たす農業者（<u>農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を行う者（以下「農業サービス事業体」という。）</u>）であって、次の（ア）、（イ）及び（エ）に掲げる要件を満たす者を含む。） （ア）から（エ）（略） エ～キ（略） (2)～(4)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 資金使途 近代化資金の使途は、農業経営の近代化を図るのに必要な次の資金とする。</p> <p>(1) 1の(1)に掲げる者に対する貸付け ア～エ（略） オ 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金（ウ）から（オ）まで及び（キ）に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等及び集落営農組織等に限り、<u>（カ）に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、農業サービス事業体及び集落営農組織等に限り、</u>（ク）に掲げるものについて</p>	<p>第2 近代化資金の貸付条件について 地域農業の担い手となる農業者の自主性と創意工夫を活かした経営改善が着実に行われることを目指して、近代化資金の貸付条件は以下を基準とする。</p> <p>1 貸付対象者 近代化資金の貸付対象者は、担い手への集中化・重点化を図り、地域農業の担い手を育成する観点から、次に掲げる者（以下「農業者等」という。）とする。</p> <p>(1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者であって次に掲げる者 ア・イ（略） ウ 次に掲げる要件の全てを満たす農業者</p> <p>（ア）から（エ）（略） エ～キ（略） (2)～(4)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 資金使途 近代化資金の使途は、農業経営の近代化を図るのに必要な次の資金とする。</p> <p>(1) 1の(1)に掲げる者に対する貸付け ア～エ（略） オ 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金（ウ）から（キ）までに掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等及び集落営農組織等に限り、（ク）に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、農業参入法人及び集落営農組織等に限る。以下「長期運転資金」という。）</p>

ては貸付対象者は認定農業者等、農業サービス事業体、農業参入法人及び集落営農組織等に限る。以下「長期運転資金」という。）

カ アからオまでに掲げるもののほか、次に掲げる資金（以下「大臣特認資金」という。）

(ア) (略)

(イ) 次の①又は②に掲げる要件に該当する場合に行う農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金

① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第〇〇号）第2条の過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項の沖縄振興計画の対象地域内の農業者が次のいずれかの要件に該当する場合

㊦～㊧ (略)

② (略)

(ウ) (略)

(2) (略)

4 (略)

5 償還期間及び据置期間

近代化資金の償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、下表に示す年数の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第111条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第3条第1項に規定する者であって、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあつては、下表の償還期限及び据置期間について、それぞれ3年間延長するものとする。（令和4年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。）

カ アからオまでに掲げるもののほか、次に掲げる資金（以下「大臣特認資金」という。）

(ア) (略)

(イ) 次の①又は②に掲げる要件に該当する場合に行う農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金

① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年3月31日法律第15号）第2条の過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項の沖縄振興計画の対象地域内の農業者が次のいずれかの要件に該当する場合

㊦～㊧ (略)

② (略)

(ウ) (略)

(2) (略)

4 (略)

5 償還期限及び据置期間

近代化資金の償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、下表に示す年数の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第111条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第3条第1項に規定する者にあつては、下表の償還期限及び据置期間について、それぞれ3年間延長するものとする。（令和3年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。）

6・7 (略)

第3 利子補給の措置等について

1～3 (略)

4 その他

(1) (略)

(2) 認定農業者等が、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定、日EU経済連携協定、日米貿易協定、日英包括的経済連携協定及び地域的な包括的経済連携協定の発効等による経営環境変化に対応して、新たに規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に取り組むために近代化資金を借り入れる場合については、認定農業者等の借入金利負担を軽減するため、第2の6に規定する貸付利率を0%に引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）等を認定農業者等に対して行う助成については、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知。以下「経営発展支援金融対策事業実施要綱」という。）に定めるところによる。

なお、この助成は、貸付額（経営発展支援金融対策事業実施要綱に定める事業のほか利子助成事業実施要綱に定める事業その他の近代化資金に係る利子助成事業（金利水準が0%となるまでの幅（ただし、2.0%を上限）を助成するものであって、災害関連は除く。）の対象となった貸付残高と通算する。）が個人にあっては1,800万円、法人にあっては3,600万円に達するまでに限り、適用するものとする。

(3) (1)及び(2)に定めるもののほか、第2の6に規定する貸付利率を0%に引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を農業者等に対して行う助成については、利子助成事業実施要綱、東日本大震災利子助成事業実施要綱及び認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱（平成20年10月16日付け20経営第4079号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。

第4 留意事項

1～5 (略)

6・7 (略)

第3 利子補給の措置等について

1～3 (略)

4 その他

(1) (略)

(新設)

(2) (1)に定めるもののほか、第2の6に規定する貸付利率を0%に引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を農業者等に対して行う助成については、利子助成事業実施要綱、東日本大震災利子助成事業実施要綱及び認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱（平成20年10月16日付け20経営第4079号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。

第4 留意事項

1～5 (略)

6 地方税法の特例

農業協同組合等が、法第2条第3項に規定する近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する施設、家屋、機械等を取得した場合には、以下のとおり、地方税法の特例が適用される。

(1) 不動産取得税

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、たばこ耕作組合又はたばこ耕作組合連合会が近代化資金の貸付けを受けて農業者の共同利用施設に供する保管、生産又は加工の用に供する家屋を取得した場合の当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、価格に当該施設の取得価格に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合にあっては2分の1）を乗じて得た額を価格から控除することとされている。（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第11条第10項及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第7条第13項第1号）

(2) 固定資産税

農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法第72条の10第1項第1号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。（以下「農業協同組合等」という。））が近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する機械及び装置（1台又は1基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下同じ。）が330万円以上のもの）に限り、農村環境整備施設に係るものであって総務省令で定めるものを除く。以下同じ。）を取得した場合の当該機械及び装置に対して課する固定資産税の課税標準は当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間に限り当該機械及び装置の価格の2分の1の額とすることとされている。（地方税法附則第15条第45項、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第11条及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第6条）

ただし、平成16年4月1日以後に取得された当該機械及び装置に対して課する平成17年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成16年3月31日以前に取得された当該機械及び装置に対して課する固定資産税については、その取得価額が290万円以上（平成14年3月31日以前に取得されたもの）にあっては260万円以上）のものに対し上記の課税標準の特例措置を適用することとされている。（地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する

6 地方税法の特例

農業協同組合等が、法第2条第3項に規定する近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する施設、家屋、機械等を取得した場合には、以下のとおり、地方税法の特例が適用される。

(1) 不動産取得税

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、たばこ耕作組合又はたばこ耕作組合連合会が近代化資金の貸付けを受けて農業者の共同利用施設に供する保管、生産又は加工の用に供する家屋を取得した場合の当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、価格に当該施設の取得価格に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合にあっては2分の1）を乗じて得た額を価格から控除することとされている。（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第11条第11項及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第7条第14項第1号）

(2) 固定資産税

農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法第72条の10第1項第1号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。（以下「農業協同組合等」という。））が近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する機械及び装置（1台又は1基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下同じ。）が330万円以上のものに限り、農村環境整備施設に係るものであって総務省令で定めるものを除く。以下同じ。）を取得した場合の当該機械及び装置に対して課する固定資産税の課税標準は当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間に限り当該機械及び装置の価格の2分の1の額とすることとされている。（地方税法第349条の3第4項、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第52条の2の2第2項第2号及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第11条）

ただし、平成16年4月1日以後に取得された当該機械及び装置に対して課する平成17年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成16年3月31日以前に取得された当該機械及び装置に対して課する固定資産税については、その取得価額が290万円以上（平成14年3月31日以前に取得されたもの）にあっては260万円以上）のものに対し上記の課税標準の特例措置を適用することとされている。（地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成16年政

政令（平成16年政令第108号）附則第4条第4項）
(3) (略)

7 東日本大震災の被災者等に係る印紙税法の特例

第2の2に規定する融資機関が東日本大震災により被害を受けた者に対して行う近代化資金の貸付け（当該融資機関が行う他の近代化資金の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う近代化資金の貸付けに限る。）に係る印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第1第1号の課税物件の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書のうち、平成23年3月11日から令和4年3月31日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととされている。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第47条及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）第37条第1項第6号及び第2項第7号）

別紙2

利子補給契約書例

(中略)

年 月 日

○ ○ 県 知 事 氏 名 (削る)
○○農業協同組合長理事 氏 名 (削る)

令第108号）附則第4条第4項）
(3) (略)

7 東日本大震災の被災者等に係る印紙税法の特例

第2の2に規定する融資機関が東日本大震災により被害を受けた者に対して行う近代化資金の貸付け（当該融資機関が行う他の近代化資金の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う近代化資金の貸付けに限る。）に係る印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第1第1号の課税物件の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書のうち、平成23年3月11日から令和3年3月31日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととされている。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第47条及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）第37条第1項第6号及び第2項第7号）

別紙2

利子補給契約書例

(中略)

令和 年 月 日

○ ○ 県 知 事 氏 名 印
○○農業協同組合長理事 氏 名 印

別紙 3

利子補給承認申請書様式例

農業近代化資金利子補給承認申請書 ○○県（都道府）知事殿	○○県（都道府）受 理
	第 号
	年 月 日

年 月 日

住所

申請者 ○○農業協同組合
 代表者 組合長理事 ○○○○ （削る）

(略)

(以下略)

注 (1)・(2) (略)

別紙 3

利子補給承認申請書様式例

農業近代化資金利子補給承認申請書 ○○県（都道府）知事殿	○○県（都道府）受 理
	第 号
	令和 年 月 日

令和 年 月 日

住所

申請者 ○○農業協同組合
 代表者 組合長理事 ○○○○ 印

(略)

(以下略)

注 (1)・(2) (略)

附 則 （令和 3 年 3 月 29 日 2 経営第 3116 号）

- この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- この通知の施行の日前に、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 111 条に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係の施行等に関する政令第 3 条第 1 項に規定する者に対して農業近代化資金の貸付けの決定が行われた場合のこの通知による改正後の第 2 の 5 の規定の適用については、なお従前の例による。
- この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○ 農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成 17 年 4 月 20 日 16 経営第 8953 号農林水産省経営局長通知）新旧対照表
 （下線部は改正部分）

改正後	現 行
<p>第 2 資金の貸付条件について</p> <p>本資金の貸付条件は、以下を基準とする。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 貸付条件</p> <p>本資金の貸付条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 償還期限及び据置期間</p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する者であって、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者に対する貸付けについては、償還期限を 18 年以内、据置期間を 6 年以内とすることができる。ただし、令和 4 年 3 月 31 日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第 5 その他</p> <p>本資金については、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農畜機第 4699 号）別添 1 第 2 に規定する大家畜・養豚特別支援資金と併せて貸し付けないものとする。</p>	<p>第 2 資金の貸付条件について</p> <p>本資金の貸付条件は、以下を基準とする。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 貸付条件</p> <p>本資金の貸付条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 償還期限及び据置期間</p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する者に対する貸付けについては、償還期限を 18 年以内、据置期間を 6 年以内とすることができる。ただし、令和 3 年 3 月 31 日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第 5 その他</p> <p>本資金については、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農畜機第 5215 号）別添 1 第 3 の 1 に規定する大家畜・養豚特別支援資金、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農畜機第 4699 号）別添 1 第 2 の 1 に規定する大家畜・養豚特別支援資金若しくは第 2 の 2 に規定する畜産経営改善緊急支援資金又は畜産経営維持緊急支援資金融通事業実施要綱（平成 21 年 6 月 3 日付け 21 農畜機第 1115 号）第 3 の 2 に規定する畜産経営維持緊急支援資金と併せて貸し付けないものとする。</p>

○ 農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成 17 年 4 月 20 日 16 経営第 8953 号農林水産省経営局長通知）新旧対照表
 （下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
別紙 2 農業経営負担軽減支援資金利子補給契約書例 (略) 年 月 日 ○ ○ 県（都道府）知事 氏 名 (削る) ○ ○ 農業協同組合代表理事組合長 氏 名 (削る)	別紙 2 農業経営負担軽減支援資金利子補給契約書例 (略) 年 月 日 ○ ○ 県（都道府）知事 氏 名 印 ○ ○ 農業協同組合代表理事組合長 氏 名 印
別紙 3 農業経営負担軽減支援資金利子補給承認申請書例 ○ ○ 県（都道府）知事 殿 住 所 申請者 (融資機関名) (代表者氏名) (削る) (以下略)	別紙 3 農業経営負担軽減支援資金利子補給承認申請書例 ○ ○ 県（都道府）知事 殿 住 所 申請者 (融資機関名) (代表者氏名) 印 (以下略)

附 則（令和 3 年 3 月 29 日 2 経営第 3116 号）

- この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- この通知の施行日前に、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 121 条第 1 項に基づき、東日本最震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令第 12 条第 1 項に規定する

○ 農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成 17 年 4 月 20 日 16 経営第 8953 号農林水産省経営局長通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

者に対して農業経営負担軽減支援資金の貸付けの決定が行われた場合のこの通知による改正後の第 2 の 4 の(2)の規定の適用については、なお従前の例による。

3. この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の別紙 2 及び別紙 3（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

4. この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○ 「日本公庫資金円滑化貸付事業について」（平成 23 年 5 月 2 日付け 23 経営第 269 号農林水産省経営局長通知）新旧対照表

(下線部は改正部分)

改正後	現行
<p>I 東日本大震災に係る貸付事業について</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1 対象者</p> <p>第1(1)及び(2)の措置（「本措置」という。以下Iにおいて同じ。）の適用を受ける対象者は、<u>地震に伴う原子力発電所の事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村若しくは葛尾村又は相馬郡飯舘村には場、事業所その他の事業拠点を有する被害農業者等で、東日本大震災により、その主要な事業用資産について、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関（以下「市町村長等」という。）から受けた者（市町村長等の事情によりこれにより難しい場合は、証明に準ずる確認を受けた者を含む。以下「被災農業者」という。）であって、次のいずれかの要件を満たす原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者とする。なお、(2)の農業経営の再開時期及び年間売上額の確認は、融資機関が融資審査において行うものとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 貸付対象期間</p> <p>本措置に係る貸付対象期間は、地震の後（平成23年3月11</p>	<p>I 東日本大震災に係る貸付事業について</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1 対象者</p> <p>第1(1)及び(2)の措置（「本措置」という。以下Iにおいて同じ。）の適用を受ける対象者は、<u>特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に定める特定被災区域をいう。）</u>には場、事業所その他の事業拠点を有する被害農業者等で、東日本大震災により、その主要な事業用資産について、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関（以下「市町村長等」という。）から受けた者（市町村長等の事情によりこれにより難しい場合は、証明に準ずる確認を受けた者を含む。以下「被災農業者」という。）であって、次のいずれかの要件を満たす者とする。なお、(2)の農業経営の再開時期及び年間売上額の確認は、融資機関が融資審査において行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 貸付対象期間</p> <p>本措置に係る貸付対象期間は、地震の後（平成23年3月11</p>

○ 「日本公庫資金円滑化貸付事業について」（平成 23 年 5 月 2 日付け 23 経営第 269 号農林水産省経営局長通知）新旧対照表

(下線部は改正部分)

改正後	現行
<p>日) から令和 4 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>(削る。)</p>	<p>日) から令和 3 年 3 月 31 日までとする。</p> <p><u>Ⅱ 令和元年10月10日から同月13日までの間の令和元年台風第19号に係る貸付事業について</u></p> <p><u>第1 目的</u></p> <p><u>令和元年10月10日から同月13日までの間の令和元年台風第19号（以下「令和元年台風第19号」という。）により、農業者等に甚大な被害が発生しており、今後、経営を継続・再建するためには、農業用施設・機械等の復旧や再取得等に必要な資金の円滑な調達が重要となっている。</u></p> <p><u>しかしながら、令和元年台風第19号により著しい被害を受けた農業者等（「被害農業者等」という。以下Ⅱにおいて同じ。）においては、主要な事業用資産について、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けており、融資対象物件担保以外の担保の確保が困難な状況であり、資金の円滑な融通が行われ難いケースの発生が見込まれているところである。</u></p> <p><u>このような事態に対応して、公庫は、これまで融資審査等において培ってきた農業経営に関するノウハウをいかしつつ、実質無担保・無保証人貸付を措置することで、被害農業者等の速やかな復旧のために必要な資金の円滑な融通を図ることとする。</u></p>

○ 「日本公庫資金円滑化貸付事業について」（平成 23 年 5 月 2 日付け 23 経営第 269 号農林水産省経営局長通知）新旧対照表

(下線部は改正部分)

改正後	現行
	<p><u>第2 事業内容</u></p> <p><u>1 対象者</u> <u>第1の措置（「本措置」という。以下Ⅱにおいて同じ。）の適用を受ける対象者は、被害農業者等で、令和元年台風第19号により、その主要な事業用資産について、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けた者とする。</u></p> <p><u>2 貸付金の使途</u> <u>本措置に係る対象資金は、次に掲げるとおりとする。なお、補助残融資資金については、原則として本措置の対象外とするが、災害復旧に係る事業を対象として融通される補助残融資資金に限り、本措置の対象とするものとする。</u></p> <p><u>(1) 農林漁業セーフティネット資金</u> <u>(2) 農林漁業施設資金</u> <u>(3) 農業基盤整備資金</u> <u>(4) 農業経営基盤強化資金（農業経営基盤強化資金実施要綱第3に定める資金（同要綱第3の2の(7)に定める資金を除く。）をいう。）</u> <u>(5) 経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱第2のⅠに定める資金をいう。）</u></p> <p><u>3 貸付条件</u> <u>本措置に係る貸付金の貸付条件は、株式会社日本政策金融公庫業務方法書に定めるところによる。</u></p> <p><u>4 貸付方式</u></p>

○ 「日本公庫資金円滑化貸付事業について」（平成 23 年 5 月 2 日付け 23 経営第 269 号農林水産省経営局長通知）新旧対照表

(下線部は改正部分)

改正後	現行
<p><u>II</u> 新型コロナウイルス感染症に係る貸付事業について</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1 対象者</p> <p>(1) 実質無担保・無保証人貸付 第1の(1)の措置（「本措置」という。以下<u>II</u>において同じ。）の適用を受ける対象者は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響が発生している農業者等であって、その影響を公庫において確認できた者とする。</p> <p>(2) 完全無担保・無保証人貸付</p>	<p><u>本措置に係る貸付けは、公庫又は同公庫の受託金融機関からの直接貸付とする。</u></p> <p><u>5 貸付対象期間</u> <u>本措置に係る貸付対象期間は、令和元年10月10日から令和3年3月31日までとする。</u></p> <p><u>第3 その他</u> <u>本措置は、公庫にとって債権保全リスクの増加を招くことから、これに見合う貸倒償却財源を確保するため、国は公庫に対し出資金の交付を行うこととするが、本措置による貸倒償却額は当該出資金の運用益の範囲内において賄うことを原則とする。</u></p> <p><u>III</u> 新型コロナウイルス感染症に係る貸付事業について</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1 対象者</p> <p>(1) 実質無担保・無保証人貸付 第1の(1)の措置（「本措置」という。以下<u>III</u>において同じ。）の適用を受ける対象者は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響が発生している農業者等であって、その影響を公庫において確認できた者とする。</p> <p>(2) 完全無担保・無保証人貸付</p>

○ 「日本公庫資金円滑化貸付事業について」（平成 23 年 5 月 2 日付け 23 経営第 269 号農林水産省経営局長通知）新旧対照表

(下線部は改正部分)

改正後	現行
<p>第 1 の(2)の措置（「特例措置」という。以下Ⅱにおいて同じ。）の適用を受ける対象者は、第 2 の 1 の(1)の対象者であって、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。</p> <p>①～④ （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 貸付対象期間</p> <p>本措置及び特例措置に係る貸付対象期間は、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 6 月 30 日までとする。</p>	<p>第 1 の(2)の措置（「特例措置」という。以下Ⅲにおいて同じ。）の適用を受ける対象者は、第 2 の 1 の(1)の対象者であって、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。</p> <p>①～④ （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 貸付対象期間</p> <p>本措置及び特例措置に係る貸付対象期間は、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。</p>
<p>Ⅲ 令和 2 年 7 月 3 日から同月 31 日までの間の豪雨に係る貸付事業について</p> <p>第 1 目的</p> <p>令和 2 年 7 月 3 日から同月 31 日までの間の豪雨（以下「令和 2 年 7 月豪雨」という。）により、農業者等に甚大な被害が発生しており、今後、経営を継続・再建するためには、農業用施設・機械等の復旧や再取得等に必要な資金の円滑な調達が重要となっている。</p> <p>しかしながら、令和 2 年 7 月豪雨により著しい被害を受けた農業者等（「被害農業者等」という。以下Ⅲにおいて同じ。）においては、主要な事業用資産について、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けており、融資対象物件担保以外の担保の確保が困難な状況であり、資金の円滑な融通が行われ難いケースの発生が見込まれているところである。</p>	<p>Ⅳ 令和 2 年 7 月 3 日から同月 31 日までの間の豪雨に係る貸付事業について</p> <p>第 1 目的</p> <p>令和 2 年 7 月 3 日から同月 31 日までの間の豪雨（以下「令和 2 年 7 月豪雨」という。）により、農業者等に甚大な被害が発生しており、今後、経営を継続・再建するためには、農業用施設・機械等の復旧や再取得等に必要な資金の円滑な調達が重要となっている。</p> <p>しかしながら、令和 2 年 7 月豪雨により著しい被害を受けた農業者等（「被害農業者等」という。以下Ⅳにおいて同じ。）においては、主要な事業用資産について、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けており、融資対象物件担保以外の担保の確保が困難な状況であり、資金の円滑な融通が行われ難いケースの発生が見込まれているところである。</p>

○ 「日本公庫資金円滑化貸付事業について」（平成 23 年 5 月 2 日付け 23 経営第 269 号農林水産省経営局長通知）新旧対照表

(下線部は改正部分)

改正後	現行
<p>このような事態に対応して、公庫は、これまで融資審査等において培ってきた農業経営に関するノウハウをいかしつつ、実質無担保・無保証人貸付を措置することで、被害農業者等の速やかな復旧のために必要な資金の円滑な融通を図ることとする。</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1 対象者</p> <p>第1の措置（「本措置」という。以下Ⅲにおいて同じ。）の適用を受ける対象者は、被害農業者等で、令和2年7月豪雨により、その主要な事業用資産について、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けた者とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 貸付対象期間</p> <p>本措置に係る貸付対象期間は、令和2年7月3日から令和4年3月31日までとする。</p>	<p>このような事態に対応して、公庫は、これまで融資審査等において培ってきた農業経営に関するノウハウをいかしつつ、実質無担保・無保証人貸付を措置することで、被害農業者等の速やかな復旧のために必要な資金の円滑な融通を図ることとする。</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1 対象者</p> <p>第1の措置（「本措置」という。以下Ⅳにおいて同じ。）の適用を受ける対象者は、被害農業者等で、令和2年7月豪雨により、その主要な事業用資産について、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けた者とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 貸付対象期間</p> <p>本措置に係る貸付対象期間は、令和2年7月3日から令和3年3月31日までとする。</p>

附 則（令和3年3月29日2経営第3116号）

- この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- この通知の施行の日前に、日本公庫資金円滑化貸付事業についてのⅠの第2の1に規定する者に対して貸付けの決定が行われた場合のこの通知による改正後の第2の5の規定の適用については、なお従前の例による。

○ 農業経営基盤強化資金の資本性融資制度について（平成23年11月21日付け23経営第2223号農林水産省経営局長通知）の一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第2 内容 本措置の対象者等は、次のとおりとする。</p> <p>1 対象者 本措置の対象者は、<u>平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）に伴う原子力発電所の事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村若しくは葛尾村又は相馬郡飯館村</u>には場、事業所その他の事業拠点を有する認定農業者で、その主要な事業用資産について、<u>地震の影響により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関（以下「市町村長等」という。）から受けた農業法人（市町村長等の事情によりこれにより難しい場合は、証明に準ずる確認を受けた者を含む。）であって、次のいずれかの要件を満たす原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者とする。</u>なお、（2）の農業経営の再開時期及び年間売上額の確認は、融資機関が融資審査において行うものとする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p>	<p>第2 内容 本措置の対象者等は、次のとおりとする。</p> <p>1 対象者 本措置の対象者は、<u>特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）</u>には場、事業所その他の事業拠点を有する認定農業者で、その主要な事業用資産について、<u>平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関（以下「市町村長等」という。）から受けた農業法人（市町村長等の事情によりこれにより難しい場合は、証明に準ずる確認を受けた者を含む。）であって、次のいずれかの要件を満たす者とする。</u>なお、（2）の農業経営の再開時期及び年間売上額の確認は、融資機関が融資審査において行うものとする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p>

附 則（令和3年3月29日付け2経営第3116号）

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の日前に、主要な事業用資産について地震の影響により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた者に対して農業経営基盤強化資金の貸付けの決定が行われた場合のこの通知による改正後の第2の規定の適用については、なお従前の例による。

○農業経営改善促進資金の資金供給の基本契約例（平成10年6月17日10農経A第885号農林水産省経済局長通知）の一部改正・新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">資金供給に関する基本契約書例</p> <p>（低利預託基金の預託の条件） 第2条 甲の乙に対する低利預託基金の預託の条件は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 利 率 年1パーセント ただし、預託予定日の14日前の日の属する週に日本銀行が作成した「預金種別店頭表示金利の平均年利率等について」（当該週に作成されない場合には貸付予定日の21日前の日の属する週に作成されたもの）における「預入金額が3百万円以上1千万円未満の定期預金の預入期間別平均年利率」に掲げる預入期間が1年の利率が1パーセント未満のときは、当該利率 (3)・(4) (略)</p> <p>（報告） 第4条 乙は、前条の貸付状況を<u>上半期（4月1日から9月30日まで）及び下半期（10月1日から翌年3月31日まで）</u>の各期末の翌月の末日までに甲に報告するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">資金供給に関する基本契約書例</p> <p>（低利預託基金の預託の条件） 第2条 甲の乙に対する低利預託基金の預託の条件は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 利 率 年1パーセント ただし、預託予定日の14日前の日の属する週に日本銀行が作成した「預金種別店頭表示金利の平均年利率等について」（当該週に作成されない場合には貸付予定日の21日前の日の属する週に作成されたもの）における「預入金額が3百万円以上1千万円未満の定期預金の<u>1週間の</u>預入期間別平均年利率」に掲げる預入期間が1年の利率が1パーセント未満のときは、当該利率 (3)・(4) (略)</p> <p>（報告） 第4条 乙は、前条の貸付状況を各四半期末の翌月の末日までに甲に報告するものとする。</p>

附 則（令和3年3月29日2経営第3116号）
 この通知は、令和3年4月1日から施行する。

○ 農業改良資金制度の運用について（平成14年7月9日付け14経営第2044号農林水産省経営局長通知）の一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>様式1号</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 号 日</p> <p>地方農政局長 殿 北海道にあつては、農林水産大臣 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: right;">○○県知事 <u>(削る)</u></p> <p style="text-align: center;">○○年度農業改良資金に係る貸付資格の認定実績について</p> <p>(以下略)</p>	<p>様式1号</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 号 日</p> <p>地方農政局長 殿 北海道にあつては、農林水産大臣 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: right;">○○県知事 <u>印</u></p> <p style="text-align: center;"><u>令和</u>○○年度農業改良資金に係る貸付資格の認定実績について</p> <p>(以下略)</p>

附 則 （令和3年3月29日2経営第3116号）

1. この通知は、令和3年4月1日から施行する。
2. この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす
3. この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。